第4回

～令和6年度に向けて～

販促!助成金活用セミナー

システム、トラック、パソコン、スマホOK!

NEW！

業務改善助成金　活用

時給(換算)1,051円以下の会社様が対象です【兵庫県の例】

※兵庫県以外の方はお問い合わせください

パソコン、スマホ、乗用車もOK！
(※一部条件あり)

→ **最大600万円**

zoom 参加も可能

令和5年

11/21(火)

13:30～15:00(13:00～受付開始)

働き方改革推進支援助成金がリニューアル

- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 業種別課題対応コース

システムや貨物自動車等も
助成金を活用して販促できます！

【例】

インボイス対応業務システム

62．5万円を購入⇒**最大8割で50万円補助**

貨物自動車

187．5万円を購入⇒**最大8割で150万円補助**

助成金の支給には一定の要件があります。

→ **最大250万円**

ところ　ひょうご税理士法人(本店)

● セミナー講師 ●

助成金専門社労士として、開業７年で、兵庫県・大阪府等15都道府県延べ**１，２００コース超（約１４億円）の助成金申請実績**を誇る。同時に、システム、機械等の販売側のコンサルの実績も多数。

● プログラム概要 ●

参加費：無料

定員：リアル開催（先着20名）ZOOM参加も可

コンテンツ：

(1)まどか社会保険労務士法人　代表開催挨拶

(2)助成金活用「システム・機械等拡販のコツ」

- ８割補助　助成金のポイント
- 助成金活用　成功事例　失敗事例
- 向く販売会社、向かない販売会社他

(3)質疑応答

販促！助成金活用セミナー申込書　FAX: 06-6429-2150

貴社名		業種	
ご住所	〒	従業員数	
TEL		FAX	WEBから申込↓
ご参加者	参加方法　□リアル　□ZOOM	mail	
	参加方法　□リアル　□ZOOM	mail	

ご来社の際は、駐車場が限られておりますのでなるべく電車等の公共交通機関をご利用下さい

運営:まどか社会保険労務士法人/ひょうご税理士法人　担当:塩冶(えんや)　TEL:06-6429-1112

令和5年8月31日に拡充されました！
（改正部分はピンク色の文字の部分です）

令和５年８月31日改正版

令和５年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和６年１月31日
（事業完了期限：令和６年２月28日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など
▶ （計画の承認と事業の実施後）**業務改善助成金を支給（最大600万円）**

対象事業者・申請の単位など

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

▶ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

時短を推進する経営者様へ　働き方改革推進支援助成金

令和6年度　働き方改革推進支援助成金　各コース

	業種別課題対応コース（建設業・自動車運転業務等限定）	時短・年休コース（年休等メニュー）	時短・年休コース（36協定メニュー）	勤務間インターバル導入コース
36協定要件	R6年3月31日までに60時間を超える36協定を届出済み	36協定要件無し	R6年3月31日までに60時間を超える36協定を届出済み	R6年3月31日までに36協定届出済み R5年度に45時間超の残業
導入制度	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60H超～80H→60H以下：200万円	【年休等の制度】 ①新たに年次有給休暇の計画付与：25万円 ②新たに時間単位の年次有給休暇制度 かつ、特別休暇どれか一つ(コロナ休暇)又は(不妊治療休暇)等 ：25万円	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：200万円 ②月80H超→月60～80H：100万円 ③月60H超～80H→60H以下：150万円	【勤務間インターバル】 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること 9～11H：100万円 11H以上：120万円
金額例	税抜　250万円	税抜　62．5万円	税抜　187．5万円	税抜　150万円
助成額	(例)最大200万円・8割	最大50万円・8割	(例)最大150万円・8割	最大120万円・8割
年度	1年度につき、いずれか一つのコース			

まどか社会保険労務士法人
〒661-0012　尼崎市南塚口町2丁目6番27号
TEL. 06-6429-1112 / FAX. 06-6429-2150　担当　塩冶（えんや）

（R5.9.7版）